

西宮市監査委員	佐 藤 みち子
同	田 中 渡
同	村 西 進
同	阿 部 泰 之

財 政 援 助 団 体 監 査 結 果 報 告
(社会福祉法人 西宮市社会福祉事業団)

地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助団体監査を行った結果は、次のとおりです。

同条第9項の規定に従い報告します。

財政援助団体監査結果報告書

第1 監査の期間及び方法

平成20年9月1日から事務局監査に入り、その結果復命を受け、同年10月16日に健康福祉局及び社会福祉法人西宮市社会福祉事業団関係職員の出席を求め、監査委員による質問会を実施し、その後、結果報告の審議を行いました。

第2 監査の対象

社会福祉法人西宮市社会福祉事業団(以下「事業団」という。)が交付を受けた段上児童館運営費補助金にかかる出納、その他事務のうち、主として平成19年4月1日から20年3月31日までの間に執行された事務を対象に監査を実施しました。なお、報告書の作成にあたっては、事務の執行状況について、事業団及び所管部局提出の直近の数値を用いるように努めました。

事業団に対する補助金は、「社会福祉法」第58条第1項、及び「社会福祉法人の助成に関する条例」、「同施行規則」、並びに「社会福祉法人西宮市社会福祉事業団補助金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)に基づいて交付され、交付決定額は、次のとおりとなっています。

段上児童館運営費補助金 13,609,000 円

第3 監査の結果

次のとおりです。

1 事業団の概要

(1) 設立目的

事業団は、「高齢化社会が進展し、また、ノーマライゼーションが浸透するなかで、複雑かつ多様化する福祉ニーズに対応するため、西宮市と連携のもと、高度な専門性と効率性をもって、福祉事業を組織的かつ体系的に実施し、広く市民福祉の向上と増進に寄与すること」を目的として、昭和63年4月5日に設立されています。

(2) 組織の概要

事業団の組織は、定款の定めに基づき、法人の意思決定機関である理事会と、諮問機関

である評議員会、業務の執行状況等を監査する監事が設けられ、事業団の事業の運営にあたっては、事務局長のもとに総務課、介護保険課、在宅サービス課、施設課の各組織が置かれ、「西宮市立介護老人保健施設すこやかケア西宮」施設管理者のもとに事務室及び療養部が置かれています。

市からの補助金の対象である段上児童館の管理運営は、総務課において行われています。

事業団では、西宮市健康福祉局長が理事会で互選の上、理事長に就任していましたが、平成20年4月より西宮市が中核市に移行したことに伴い、社会福祉法人の認可・指導監督の業務が兵庫県知事から市長に移管され、健康福祉局の所管となったことにより、事業団の理事長の専任化を図り、管理運営体制の強化が図られています。

評議員会は、社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験者で事業団の主旨に賛成し、協力する者の中から、理事会の同意を得て理事長が委嘱した評議員により構成されています。

理事は評議員会において選任し、市長の承認を得て理事長が委嘱し、監事は、評議員会において選任されています。

20年4月1日現在の構成は、理事8人、監事2人、評議員17人となっています。

評議員会では、予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告、定款の変更等や、法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項について諮問機関として審議が行われています。

事業団の職員数は、20年9月1日現在、市派遣職員5人、正規職員116人(総合職90人、専門職26人)、契約職員88人(うち常勤役員1人含む。)、訪問看護師41人(準常勤12人、非常勤29人)、嘱託職員6人、パート・臨時職員137人、パートホームヘルパー278人、計671人となっています。

2 事業団の事業の実施状況等

事業団は増大する福祉ニーズに応えるため、社会福祉法、児童福祉法、介護保険法、障害者自立支援法等に基づく各種の保健・福祉サービスや公益事業を幅広く展開し、年々その規模を拡大しています。児童・高齢者および身体・知的にハンディをもつ人々を対象に主として施設を運営する他、在宅福祉ニーズに対応するため訪問看護、ホームヘルプサービス、デイサービス等の在宅福祉サービスが幅広く行われています。また、在宅の要援護高齢者が介護に関する保健・福祉サービスを受けるための情報の提供や関係機関との連絡調整、申請手続きの代行など、地域における相談窓口として、地域包括支援センターの運営が行われてい

ます。

事業団の事業は、自主事業と受託事業とに大きく分けられ、それぞれ次のような事業が行われています。

区 分	事 業 名	管 理 運 営 施 設
自主事業	介護保険等事業 居宅介護支援事業	居宅介護支援事業所7か所(中央、甲子園、安井、小松、甲東、浜脇、すこやかケア西宮) 甲子園口居宅介護支援事業所は、19年度は事業休止
	居宅介護等事業 (ホームヘルプサービス)	ホームヘルパー派遣センター3か所(西宮市、西宮市甲子園、西宮市小松)
	訪問看護事業	訪問看護センター2か所(西宮市、西宮市甲子園)
	移動支援・行動援護事業	いずみガイドヘルパー派遣センター
	福祉用具貸与事業・ 特定福祉用具販売事業	すこやか福祉用具サポートセンター
	段上児童館運営事業	段上児童館
受託事業 (施設管理 運営事業)	* 西宮市立母子生活支援施設	西宮市立母子生活支援施設
	* 西宮市立名神あけぼの園	西宮市立名神あけぼの園
	* 西宮市立塩瀬児童センター	西宮市立塩瀬児童センター
	* デイサービスセンター	デイサービスセンター5か所(西宮市立甲子園口、西宮市立安井、西宮市立小松、西宮市立甲東、西宮市立浜脇)
	* 障害者自立支援施設いずみ園	障害者自立支援施設いずみ園
	* 西宮市立介護老人保健施設 すこやかケア西宮	西宮市立介護老人保健施設すこやかケア西宮
	地域包括支援センター	地域包括支援センター6か所(上甲子園、小松、甲東、安井、浜脇、西宮中央)

注 *は指定管理者制度による施設管理運営。

平成19年度における主な事業の実施状況は、次のとおりです。

(1) 事業団の自主事業

事業団では、自主事業として介護保険等事業及び段上児童館運営事業を行っています。

ア 介護保険等事業

居宅介護支援事業所では、介護保険法に基づき、在宅で介護の必要な高齢者や、介護にあたっている家族からの悩み・相談を受け、介護保険サービスが安心して利用できるように、介護保険の調整役としてケアマネジャーが各人に合ったケアプランを作成するなど、居宅介護の支援が行われています。

19年度での施設別の給付管理件数、要介護・要支援認定調査件数、予防プランの作成件数は、次のとおりです。

(単位：件)

区 分	給付管理件数	要介護・要支援 認定調査件数	予防プラン作成件数
中 央	5,308	490	128
甲 子 園	4,422	471	122
安 井	1,085	150	1
小 松	1,909	214	0
甲 東	1,093	179	0
浜 脇	1,171	175	12
すこやかケア西宮	472	29	0
計	15,460	1,708	263

注 すこやかケア西宮居宅介護支援事業所は、20年3月末で事業廃止。

ホームヘルパー派遣センターでは、介護保険法等に基づき、ホームヘルパーを派遣し、介護保険サービスや障害福祉サービス等を行っているほか、西宮市小松ホームヘルパー派遣センターにおいて介護教室の開催や、市から「西宮市育児家庭支援ホームヘルプ事業(子育てヘルプ)」を、19年度新規に受託し、家事や育児の援助も行われています。

19年度での延べ利用者数、延べ訪問回数は、次のとおりです。

(単位：人・回・時間)

区 分	介護保険 サービス	障害福祉 サービス	高齢者生活支援ホ ムヘルプサービス	いきいきプラ スサービス	子育てヘルプ サ ー ビ ス
月平均利用者数	960.2	136.5	52	72.4	8.1
訪問回数(年間)	125,431	18,610	2,457	3,912	418
訪問時間数	163,538	23,833	2,792	3,578	618

訪問看護センターでは、介護保険法等に基づき、主治医が訪問看護を必要と認めた在宅療養者に、看護師、理学療法士等が訪問し、主治医の指示に基づく看護・リハビリを医療保険および介護保険制度の中で実施し、在宅療養者の支援が行われています。訪問時には、服薬、食事、水分・栄養摂取の管理などの看護ケアや、じょくそうの予防・処置、医療機器等の操作援助・管理などの医療ケアのほか、在宅療養者の病状、障害の観察や、家族からの介護相談、療養生活に関するアドバイスなどが行われています。

訪問し看護を行った時は、主治医に連絡・相談し、利用者が安心して在宅療養ができるサポートを行っている、としています。

なお、20年4月から、西宮市北口訪問看護センターが開設され、事業団の訪問看護センターは3か所となっています。

19年度の利用者数、訪問回数は、次のとおりです。

(単位：人・回)

利用者数	延利用者数	延訪問回数		
		介護保険	医療保険	計
580	4,357	19,725	7,845	27,570

いずみガイドヘルパー派遣センターでは、障害者自立支援法に基づく市町村地域生活支援事業である移動支援事業が行われています。いずみ園や名神あけぼの園の利用契約者のほか、施設利用者以外の一般の身体障害者・知的障害者に対して外出支援が行われてきていますが、障害者自立支援法施行後は、利用者が固定化している傾向が見られる、としています。

19年度の活動状況は、次のとおりです。

(単位：人・時間)

年度末契約者数	延利用者数	延活動時間
64	464	2,282

すこやか福祉用具サポートセンターでは、介護保険法に定める居宅サービスとして、要介護者等の負担を軽減するために、各種福祉用具の貸与の実施や、介護保険による給付が受けられない軽度の利用者に対して、介護保険外での福祉用具の自費レンタルや販売などが行われています。また、福祉用具やリハビリテーションについて理学療法士による相談を実施するとともに、生活改善のための住宅改修、福祉用具の購入に関する各種相談や、介護支援専門員や一般の利用者を対象にレンタル用品の展示会を開催し、利用者のニーズに合った福祉用具の選定についての理解を深める機会が提供されています。

19年度の貸与、販売の状況は、次のとおりです。

(単位：人・件)

貸与		販売件数
年度末利用者	延貸与件数	
792	27,497	790

主な貸与種類別の実績は、次のとおりです。

(単位：件)

貸与種類	件数
車椅子	4,745
車椅子付属品	1,016
特殊寝台	4,589
特殊寝台付属品	11,111
じょくそう予防用具	1,228
手すり	1,832
歩行器	1,631
その他	1,345
計	27,497

イ 段上児童館運営事業

段上児童館運営事業は、児童福祉法に基づく児童福祉施設として、子ども達に健全な遊びができる場所と機会を提供し、職員の適切な指導を通して子どもの心身の健康増進、社会性の向上と豊かな人間性を育むことを目的に事業運営が行われています。

段上児童館は、事業団の前身団体である「財団法人西宮市福祉事業協会」が、「財団法人中央競馬社会福祉財団(現 財団法人中央競馬馬主社会福祉財団)」の助成を受けて、西宮市立共同利用施設段上センターとの複合施設として昭和 51 年 9 月に開設され、事業団設立後、引続き事業団により運営されています。

行事やクラブ活動等では、子ども達や保護者、地域などのニーズを把握しながら、子ども一人ひとりの発達段階に合わせた効果的な内容を取り入れ、社会福祉法人西宮市社会福祉協議会・青少年愛護協議会・民生児童委員・地域ボランティアなど地域の関係機関との連携を図りながら、子育て支援のネットワークの拠点として、子育て支援事業の拡充、地域交流行事や親子参加型行事の実施など、子どもを持つ家庭に対する支援に取り組まれています。

また、ボランティアによるサポート体制の充実を図り、学生ボランティアの協力を得て甲東公民館での出前形式子育て講座「甲東よちよち広場」の実施や、中学生による体験活動の「トライやる・ウィーク」での生徒の受入れ等を通じて、子育て支援事業を含め児童館の実施している様々な事業の準備・実施を体験する場の提供が行われています。その他、教育カウンセラーや相談員のボランティアの協力による育児相談が実施され、母親の子育てに対する精神的側面からの支援が行われています。

事業団の他事業との共同行事では、すこやか福祉用具サポートセンターの協力により、子ども達が実際に車椅子に触れ、取扱い方などを体験する「車椅子体験事業」が実施されています。

施設運営経費については、市からの補助金のほか、兵庫県からの補助金、及び民間団体等が実施している活動助成金の活用や、実習生受入れによる収入など、独自収入の確保に努められています。

19年度の段上児童館の月別利用状況と主な行事は、次のとおりです。

(単位：日・人)

実施月	開館日数	延利用者数	1日平均利用者数	主な行事
4月	24	2,074	86.4	フルパワードッチボール大会、フレンドパーク
5月	24	2,115	88.1	こどもフェスティバル、母の日のプレゼント作り
6月	26	2,501	96.2	父の日のプレゼント作り、エルモとエコプラザ
7月	25	3,266	130.6	七夕まつり、大迷路、ムービーカーニバル
8月	27	2,029	75.1	ハッピークラフト、フルパワードッチボール大会他
9月	23	3,542	154.0	敬老の日のプレゼント作り、ユニバーサルスタジオダンジョー他
10月	26	2,047	78.7	運動会、ハッピーハロウィン
11月	24	1,519	63.3	ミュージカル、ハッピーアート
12月	23	1,362	59.2	年賀状作り、メリークリスマスパーティ他
1月	23	1,554	67.6	年はじめ!Newゲーム登場!!、ムービーカーニバル他
2月	24	1,605	66.9	音楽びっくり箱
3月	25	1,859	74.4	ひなまつり、キッズダンス、エコキッズ他
計	294	25,473	86.6	

19年度のクラブ活動・教室の実施状況は、次のとおりです。

(単位：人)

クラブ・教室名		実施	対象	延参加人数
クラブ活動	フリープレイスペース	年 31 回	中学生	28
	将棋会	年 23 回	幼児～中学生	92
	みんなであそぼう	年 2 回	幼児～中学生	27
	科学「フシギ・発見」	月 1 回	小学生～中学生	149
	カードスタジアム	年 33 回	幼児～中学生	266
	ゲームスタジアム	年 45 回	幼児～中学生	754
	ひまわりタイム	年 24 回	幼児～中学生	249
	ふれあいあそび	年 6 回	幼児～中学生	85
	フルパワードッチボール大会	月 1 回	小学生	226
	草花であそぼう	年 3 回	幼児～中学生	49
教室	おはなしでてこい	年 5 回	幼児～中学生	171
	卓球教室	月 1 回	幼児～中学生	120

19年度の子育て支援事業の実施状況は、次のとおりです。

(単位：人)

子育て支援事業	実施	対象	延参加人数
段上よちよち広場	年 10 回	0～2歳児と保護者	993
甲東よちよち広場	年 10 回	0～2歳児と保護者	392
ちびっこあそび	水・金	2～5歳児と保護者	6,499
ミニチル	年 2 回	1～5歳児と保護者	116
にこにこ広場	年 27 回	0歳児～と保護者	933
なかよし親子体操	年 10 回	1～3歳児と保護者	610
親子体操と子育てのコツ	年 1 回	1～2歳児と保護者	65
ベビーマッサージ	年 1 回	0歳児と保護者	28
しつけ・マナー講座	年 1 回	0～2歳児と保護者	74
おもちゃランド	年 11 回	0～2歳児と保護者	711
すくすくベビーランド	年 22 回	0～1歳児と保護者	1,066
イキイキ子育て講座	年 2 回	2～4歳児と保護者	67
スプリングランド	年 1 回	1～3歳児と保護者	60
ウォーターランド	年 1 回	2～4歳児と保護者	63
オータムランド	年 1 回	0～3歳児と保護者	69
ウィンターランド	年 1 回	1～3歳児と保護者	74
赤ちゃんフェア	年 3 回	0～3歳児と保護者	186
まちの子育て広場	年 1 回	0～3歳児と保護者	91

(2) 事業団の受託事業

事業団では、指定管理者制度による指定管理者として、西宮市立母子生活支援施設をはじめ10か所の施設管理運営と、地域包括支援センター6か所(上甲子園、安井、小松、甲東、浜脇、西宮中央)の設置経営を、市から受託しています。

西宮市立母子生活支援施設では、児童福祉法に基づき、母子世帯の生活の場を保障し、子育てを支援するとともに、母子世帯の就業支援を中心に、自立促進のための相談業務、関係機関との連絡調整、生活面における援助などが行われており、19年度末の入所者は19世帯、42人となっています。

西宮市立名神あけぼの園は、障害者自立支援法に基づき、身体・知的に障害のある人が、社会に参加するための作業活動を行う通所施設で、利用者一人ひとりの意向や課題に沿った個別支援計画による生活支援や、クリーニングや紙箱組立てなどの作業を通じた就労支援で仕事の楽しさ、働く喜びを感じられるようにサポートを行っている、としています。

授産事業では、清掃業務に加え、新たに文書配送業務に取り組まれています。クリーニング業務については、長年の大口の取引先との契約が終了するなど厳しい状況下に置かれていますが、新たな業者との取引を始めるなど、回復に向けた取り組みを行っている、としています。

19年度の利用状況は、次のとおりです。

(単位：日・人・%)

区 分	身体障害	知的障害
年間開所日数	256	256
年度末在籍者数	36	60
延利用者数	7,947	13,699
出席率	84.1	88.5

西宮市立塩瀬児童センターは、塩瀬センター内に設けられた複合施設で、児童福祉法に基づき、北部地域の子どもが健やかな遊びができる場、保護者が安心して子育てができる支援の場として事業が行われています。段上児童館と同様、他の市立児童館(児童センター)6館との連携をとり、地域のボランティアの協力を得ながら、地域での子育て支援事業が展開されています。

19年度の月別利用状況は、次のとおりです。

(単位：日・人)

実施月	開館日数	延利用者数	1日平均利用者数
4月	24	2,051	85.5
5月	24	1,505	62.7
6月	26	1,566	60.2
7月	25	2,846	113.8
8月	27	2,798	103.6
9月	23	3,308	143.8
10月	26	1,722	66.2
11月	24	1,579	65.8
12月	23	1,475	64.1
1月	23	1,317	57.3
2月	24	1,556	64.8
3月	25	2,114	84.6
計	294	23,837	81.1

デイサービスセンターでは、介護保険法に基づく通所介護事業所として、甲子園口・安井・小松・甲東・浜脇の5か所の管理運営が行われています。なお、浜脇デイサービスセンターでは認知症対応型のデイサービスセンターが併設されています。

取組み内容としては、在宅支援のための通所施設として送迎、健康チェック、食事、入浴、機能訓練、レクリエーション等のサービスを提供し、クリスマス会・花見等の季節感を取入れた各種行事が実施されています。また、介護予防として、理学療法士が介護予防の利用者一人ひとりに応じた個別機能訓練計画を立て、看護師を中心にサービスの提供が行われています。

近年、福祉施設での実習希望が増加している中で、ホームヘルパー研修実習や看護学生実習等、年間延べ390人の実習生等を受入れ、福祉施設に対する認識、理解度を高め、人材の育成を支援しているほか、「トライやる・ウィーク」の中学生や地域のボランティアグループの受入れ、近隣の保育所・小学校等との交流会を実施するなど、地域との交流が図られています。

19年度の施設別運営状況は、次のとおりです。

(単位：日・人)

区 分	甲子園口	安井	小松	甲東	浜脇	一般型合計	認知症対応型
開所日数	308	308	308	308	308	1,540	308
年度未利用実人数	98	107	105	114	104	528	24
年間延利用人数 (うち介護予防)	9,429 (1,199)	8,940 (1,114)	9,294 (1,263)	9,263 (1,171)	9,425 (1,121)	46,351 (5,868)	3,321 (0)
1日当たり定員	35	35	35	35	35	175	12
1日平均利用者数	30.6	29.0	30.2	30.1	30.6	30.1	10.8

注 認知症対応型は、浜脇デイサービスセンター。

障害者自立支援施設「いずみ園」では、障害者自立支援法に基づき、常時介護が必要な知的障害者であって、障害程度区分3以上で障害福祉サービス受給者証「生活介護」の支給決定を受けている人を対象に、食事・排せつ等の介護、日常生活上の支援及び軽作業等の生産活動や創作活動の機会の提供を通じて、身体能力や日常生活能力の維持・向上を目的とした介護が行われています。

また、市障害福祉課や公的相談窓口である社会福祉法人西宮市社会福祉協議会が運営する「のまネット西宮」などの機関と連携し、新規利用者の受入れや進路および生活相談等の支援や、西宮市医師会・西宮市歯科医師会の協力のもと、内科・歯科の定期健康診断を実施し、早期の疾患発見・予防と共に、健康状態の把握に努められています。

19年度末の在籍者数は51人で、年間延べ利用者数は11,616人、1日平均利用者数は44.3人となっています。

西宮市立介護老人保健施設「すこやかケア西宮」では、介護保険法に基づき、介護老人保健施設の役割である「包括的ケアサービス」・「リハビリテーション施設」・「在宅復帰施設」・「在宅生活支援施設」・「地域に根ざした施設」として、利用者の尊厳を守りつつ、安全に配慮し、自立した在宅生活への復帰と生活機能の維持・向上を目指す施設として、入所・短期入所・通所サービスにより、様々な専門職のチームによる総合的なサービスの提供が行われています。

特にリハビリテーション施設として、体力や基本動作能力の獲得、活動や参加の促進、家庭環境の調整など生活機能向上を目的に、リハビリテーションが行われています。

地域に根ざした施設としての役割では、「すこやか介護教室」を年6回開催し、地域との交流が図られています。

また、ボランティアの受入れや、研修医、看護専門学校・ヘルパー養成機関等の実習、および近隣の中学校の「トライやる・ウィーク」の受入れが積極的に行われています。

19年度の介護老人保健施設入所・短期入所療養介護の利用状況は、次のとおりです。

(単位：件・人・%)

区 分		件数・人数・率
申請・判定数		451
許可件数		440
年間延利用者数	施設入所	28,048
	短期入所(うち介護予防)	5,894(79)
	計(うち介護予防)	33,942(79)
稼働率	施設入所	85.1
	短期入所	161.0
	計	92.7

また、通所リハビリテーションの利用状況は、次のとおりです。

(単位：日・人)

区 分	日数・人数
開所日数	362
年度未登録者数	205
年度末実人数(うち介護予防)	142 (16)
延利用者数(うち介護予防)	9,059 (794)
1日平均利用者数(うち介護予防)	25.0 (2.2)

地域包括支援センターでは、介護保険法に基づき、高齢者が住み慣れた地域で、尊厳ある、その人らしい生活を維持することを実現するために、できる限り要介護とならないよう介護予防サービスを適切に確保するとともに、要介護状態になっても高齢者のニーズや状態の変化に応じて、必要なサービスを切れ目なく提供する体制を確立する必要がある、としています。

このため、必要な援助や支援を包括的かつ継続的に行う中核施設として、「高齢者の総合相談・支援」、「介護予防・予防給付のマネジメント」、「包括的・継続的マネジメント」、「高齢者の虐待防止のための相談や権利擁護」など、地域の身近な相談窓口として、地域の高齢者への支援事業が行われています。

19年度の相談件数等の状況は、次のとおりです。

(単位：件)

区 分	相談件数	地域活動件数	介護予防支援業務	介護予防給付管理
上甲子園	2,419	110	133	3,659
小松	2,376	42	177	2,707
甲東	3,604	53	275	3,465
安井	2,935	62	118	2,673
浜脇	5,783	52	158	2,665
西宮中央	1,415	43	98	2,064
計	18,532	362	959	17,233

注 西宮中央地域包括支援センターは、20年度から瓦木地域包括支援センターに名称変更。

(3) 事業団の今後の事業活動

18年度の介護保険制度の大幅な見直しや障害者自立支援法の実施など、事業団を取巻く経営環境が一段と厳しさを増す中で、事業団においてはサービスの質の向上を図り利用者確保に努めるとともに、経営基盤の安定を図るため、給与構造改革をはじめとした経営改革に取り組み、19年度より、赤字補填的な市補助金を無くし、自立経営が達成された、としています。

このような中で、6か所の地域包括支援センターの委託を受け、地域の高齢者の総合的な相談窓口業務や介護予防プランの作成などの事業実施に加え、地域での看護拠点としての事業展開や、より地域に密着したサービス提供を行うため、20年4月から新たに3か所目となる「西宮市北口訪問看護センター」を開設するなど、事業の拡充が図られています。

また、事業団は、地域の保健福祉サービスの供給において中核的な役割を担っているとして、市民の安全や安心を確保するセーフティネットの役割・使命を果たすことが求められており、地域とのつながりを深めるとともに、母子生活支援施設での母子世帯の自立に向けた援助や、児童福祉施設における子育て支援事業の充実化にも努めている、としています。

今後は、施設・設備の老朽化への対応や、労働力人口が減少していく傾向の中で優れた人材をどう確保していくか、団塊の世代が高齢期に達する2015年問題や、認知症高齢者の増加への対応など、新たな福祉事業経営の確立が検討課題となっています。事業団では、今後予想される諸制度の改正についても、その動向を見極め、引続き経営改革に取り組み、将来に向けた経営基盤の安定化を図っていく、としています。

また、事業団が今まで培ってきた取組みと実績に加え、さらなるサービスの向上により、「安心と信頼に基づく福祉サービスの提供基盤」として、市の指定管理者に選定されるよう取り組んでいく、としています。

今後とも、引続き個人情報保護や関係法令の順守に努め、安心・信頼してもらえるサービスの提供により利用者から選ばれる事業者となるよう、各種事業の実施に努めてください。

3 事業団の収支状況

平成 19 年度の事業活動収支の決算状況は、次のとおりです。

(単位：円)

区 分	一般会計	地域包括支援センター 会計	居宅介護支援事業会計	介護老人保健施設すこやかケア西宮会計	訪問看護事業会計	福祉用具貸与事業会計	名神あけぼの園会計	合 計
収 入								
介護保険収入	887,749,620	74,534,430	176,693,308	542,125,184	175,688,901	114,892,198	0	1,971,683,641
療養費収入	0	0	0	0	54,438,775	0	0	54,438,775
利用料収入	15,156,019	0	0	0	14,625,350	0	0	29,781,369
自立支援費等収入	159,356,162	0	0	0	0	0	146,788,549	306,144,711
受託事業収入	80,879,608	101,467,544	8,102,587	259,875	0	0	0	190,709,614
補助事業等収入	18,257,318	0	0	0	0	0	8,272,748	26,530,066
授産事業収入	0	0	0	0	0	0	19,958,921	19,958,921
経常経費補助金収入	14,921,449	0	0	0	0	0	139,000	15,060,449
寄附金収入	241,682	0	0	0	988,470	0	0	1,230,152
雑収入	182,952,432	24,675	41,952,096	228,900	6,694,621	15,952,135	713,358	248,518,217
引当金戻入収入	16,164,024	4,130,000	3,621,000	11,931,239	3,271,697	1,475,565	3,365,000	43,958,525
国庫補助金等特別積立金取崩額	236,764	0	0	0	0	0	0	236,764
事業活動収入 計	1,375,915,078	180,156,649	230,368,991	554,545,198	255,707,814	132,319,898	179,237,576	2,908,251,204
支 出								
人件費支出	977,883,776	130,538,843	178,476,051	362,245,216	202,449,478	45,075,145	105,289,668	2,001,958,177
事務費支出	144,701,051	29,462,314	23,650,738	103,271,780	21,839,893	86,086,509	20,417,688	429,429,973
事業費支出	64,720,752	0	0	86,806,074	676,758	0	37,812,232	190,015,816
減価償却費	22,163,957	315,850	3,655,871	3,316,051	1,350,652	353,588	649,306	31,805,275
徴収不納額	1,308	0	0	0	0	0	0	1,308
徴収不納引当金繰入	33,645	0	0	0	167	0	0	33,812
事業活動支出 計	1,209,504,489	160,317,007	205,782,660	555,639,121	226,316,948	131,515,242	164,168,894	2,653,244,361
事業活動収支差額	166,410,589	19,839,642	24,586,331	1,093,923	29,390,866	804,656	15,068,682	255,006,843
事業活動外収入	8,827,663	7,261	26,366,673	11,203,545	0	1,619	7,326	46,414,087
事業活動外支出	6,720,000	0	26,358,712	9,433,228	0	2,000,000	0	44,511,940
事業活動外収支差額	2,107,663	7,261	7,961	1,770,317	0	1,998,381	7,326	1,902,147
特別収入	72,279,320	12,314,481	17,496,982	5,732,390	19,879	1,972,576	4,764,940	114,580,568
特別支出	76,251,934	6,947,714	17,710,342	7,741,039	25,671	2,872,129	3,588,977	115,137,806
特別収支差額	3,972,614	5,366,767	213,360	2,008,649	5,792	899,553	1,175,963	557,238
当期活動収入 計	1,457,022,061	192,478,391	274,232,646	571,481,133	255,727,693	134,294,093	184,009,842	3,069,245,859
当期活動支出 計	1,292,476,423	167,264,721	249,851,714	572,813,388	226,342,619	136,387,371	167,757,871	2,812,894,107
当期活動収支差額	164,545,638	25,213,670	24,380,932	1,332,255	29,385,074	2,093,278	16,251,971	256,351,752

事業団の会計は、一般会計と 6 特別会計に分けられ、特別会計のうち複数の事業所を有するものは、事業所ごとに経理区分が設けられています。さらに一般会計は、本部会計ほか、5 の事業会計(母子生活支援施設、児童施設(2 経理区分)、デイサービスセンター(5 経理区分)、居宅介護等事業(9 経理区分)、障害者自立支援施設)に区分され、それぞれの経理処理が行われています。

当該補助金の補助対象事業である段上児童館の、19年度の資金収支決算の状況は、次のとおりです。

収 入

(単位：円)

科 目	予算額	決算額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
経常経費補助金収入	14,829,000	14,821,914	7,086	
市町村補助金収入	13,609,000	13,601,914	7,086	市補助金収入
都道府県補助金収入	1,220,000	1,220,000	0	県補助金収入
寄附金収入	122,000	121,682	318	
雑収入	80,000	80,000	0	実習謝礼、助成事業
収入計	15,031,000	15,023,596	7,404	

支 出

(単位：円)

科 目	予算額	決算額	不用額	備 考
人件費支出	12,006,000	12,003,601	2,399	
職員俸給	6,548,000	6,547,068	932	嘱託職員3人分
職員諸手当	2,980,000	2,979,360	640	嘱託職員3人分
非常勤職員給与	629,000	628,452	548	行事非常勤職員賃金、講師謝礼
法定福利費	1,238,000	1,237,721	279	社会保険料等事業主負担分
人件費負担金	611,000	611,000	0	本部分人件費負担分
事務費支出	2,102,000	2,097,676	4,324	
福利厚生費	59,000	58,998	2	勤労福祉共済、健康診断費用等
旅費交通費	15,000	14,460	540	出張旅費
研修費	10,000	9,220	780	研修旅費
消耗品費	74,000	73,973	27	事務用消耗品等
修繕費	427,000	426,800	200	施設備品等修繕
通信運搬費	56,000	55,790	210	電話・郵送料
会議費	5,000	4,981	19	茶の葉
業務委託費	849,000	848,505	495	機械警備、清掃、特別清掃委託
手数料	60,000	59,846	154	コピー保守料、振込手数料等
損害保険料	190,000	189,173	827	利用者傷害保険、火災保険等
賃借料	82,000	81,900	100	コピーリース料
租税公課	3,000	2,030	970	消費税
雑費	272,000	272,000	0	本部負担金等
事業費支出	685,000	684,319	681	
保健衛生費	6,000	5,971	29	常備医薬品
教養娯楽費	572,000	571,548	452	行事用消耗品等、図書、玩具
器具什器費	107,000	106,800	200	事業用備品
投資有価証券取得支出	238,000	238,000	0	
投資有価証券取得支出	238,000	238,000	0	有価証券取得(退職給与積立)
支出計	15,031,000	15,023,596	7,404	

収支差引 0円

4 補助金の交付

(1) 補助の目的

地方自治法第232条の2の規定により、「その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」とされており、補助金等の取扱いに関する規則(以下「補助金取扱規則」という。)及び交付要綱に基づいて、補助金が交付されています。

交付要綱では、補助金交付の目的として、事業団が実施する事務事業の安定的な運営及び充実を図り、もって地域福祉の向上に資すること、とされています。

(2) 補助対象経費

補助金は、交付要綱第2条で、この補助金の対象となる事務事業、対象となる経費を別表に掲げるとおりと定め、別表では、段上児童館管理運営事業を対象となる補助事業とし、対象となる経費を事務事業費と人件費、としています。同要綱第5条では、「補助金の交付額は、別表に定める基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。ただし、予算の範囲内とする。」としています。

(3) 補助金の申請

交付申請額は、19年度段上児童館収支予算に基づく補助対象事業の経費から、収入が見込まれる県補助金収入を控除した額で算定されています。交付申請は、補助金取扱規則第7条により申請が行われており、同規則第8条第2項の補助金等交付決定通知書により、通知が行われています。

交付申請から支払までの状況は、次のとおりです。

(単位：円)

区 分	交付申請日	交付決定日	交付請求日	支払日
	申請額	決定額	請求額	支払額
段上児童館 運営費補助金	19. 3.30	19. 4. 2	19. 4. 2	19. 4. 9
	13,609,000	13,609,000	1,701,000	1,701,000
			19. 5.23	19. 6. 8
			3,403,000	3,403,000
			19. 7.17	19. 8. 8
			1,701,000	1,701,000
			19. 9.21	19.10. 9
			3,402,000	3,402,000
			19.11.15	19.12.10
			1,701,000	1,701,000
		20. 1.18	20. 2. 8	
		1,701,000	1,701,000	

当該補助金は、補助金等交付申請書に添付された「補助金の支払関係調」により、年6

回に分けて交付されています。

なお、事業団から提出された補助金等交付請求書の補助金等の名称欄には、補助金等交付決定通知書と異なった名称が使われています。

今後、当該補助金の交付決定通知書に記載された補助金等の名称により交付請求を行ってください。

(4) 補助金の経理

事業団における補助金の収入状況は、次のとおりです。

(単位：円)

区 分	受入口座	収入処理年月日	金 額
市町村補助金収入	社会福祉法人西宮市 社会福祉事業団 理事長名義	19. 4. 9	1,701,000
		19. 6. 8	3,403,000
		19. 8. 8	1,701,000
		10.10. 9	3,402,000
		19.12.10	1,701,000
		20. 2. 8	1,701,000

市の支払日と同日に口座振込の方法で収入され、収入伝票を作成し出納帳への記帳を行っています。収入の経理処理は、適正に処理されていました。

事業団の経理規程により、事業団の経理事務に関し統括会計責任者が置かれ、各経理区分には、それぞれの経理事務の責任者として会計責任者、出納職員が任命され、小口現金を取扱う事業所には小口現金取扱者が選任されています。事業団の経理規程第10条では、すべての会計処理は、会計責任者の承認印を受けた会計伝票により処理しなければならない、とされており、伝票、出納帳等を抽出して調査したところ、適正に処理されており、領収書等の証ひょうの添付も適正に行われていました。

(5) 補助金の精算

当該補助事業にかかる19年度決算では、補助金等交付済額13,609,000円に対し、補助金等決算額は13,601,914円であったとして、7,086円を返還しています。20年5月23日に補助事業等実績報告書が事業団から提出され、同日付けで補助金等確定通知書、及び補助金等返還命令書の通知を受け、同年5月28日に返還されています。

(6) 事業団の内部監査

事業団の定款の規定により、監事は理事の業務執行状況及び法人の財産の状況を監査しなければならず、毎年、定期的に監事監査報告書を作成し、理事会、評議員会及び市長に

報告するものと定められており、毎年、監事監査が実施されています。そのほか、事業団経理規程には、理事長は内部経理監査担当者を選任し、関係法令及び経理規程に基づいて適正妥当な会計処理がなされたかどうかを監査させ、その結果を報告させることができると定められています。内部経理監査担当者には、19年度までは常務理事が、20年度からは事務局長が任命されており、内部経理監査担当者が指名した2～4人程度で内部監査チームを編成し、毎年、内部監査が実施され、指摘事項がある事務処理についてはその改善が図られています。

今後とも、監事監査及び内部経理監査での指摘に対し適確に対処するとともに、職員の適正な事務処理に対する意識のさらなる向上と、事業実施における事故の発生予防に努めてください。

5 所管課の事務

(1) 交付申請の審査等

平成19年度の補助金の予算科目、予算現額は、次のとおりです。

(単位：千円)

区 分	会 計	款	項	目	節	予算現額
段上児童館 運営費補助金	01 一般会計	15 民生費	15 児童福祉費	30 児童育成費	19 負担金・補助 及び交付金	13,609

事業団からの補助金の交付申請を受け、補助金取扱規則及び交付要綱により補助金の交付を決定しています。

補助金取扱規則第16条では、「補助金等は、前条の規定により確定した額を補助事業等が完了した後に交付するものとする。ただし、市長が必要と認めたときは、補助事業等の着手前又は完了前であっても、その全部又は一部を交付することができる。」とされています。所管課では、当該補助金は、人件費及び事業運営費に対する補助金であるとして、同条ただし書きを適用して、年6回に分けて交付されています。

交付要綱に定められた補助金の交付額は、別表に定める基準額と対象経費の実支出額、及び総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを各々比較して、少ない方の額とされていますが、交付決定の決裁には、それぞれの額をどのように比較し決定したのか記載がありません。

また、補助金取扱規則第8条第1項では、「申請があったときは、当該申請に係る書類

を審査するとともに、必要に応じて行う現地調査等により、補助金等の交付の適否を決定する。」とされていますが、交付決定の決裁において審査の内容や、その結果についての記述が見られません。

今後、交付決定の決裁に、当該申請に係る書類の審査および現地調査等の状況について記述することにより、交付決定の経過を明確にしてください。

(2) 補助金の精算等

補助金取扱規則第14条に基づく補助事業等実績報告書が、20年5月23日に提出されています。実績報告書には、事業費の決算額の資料として資金収支計算書が添付されていますが、当該補助金に係る事業費の額が明確に表示されていません。

実績報告書の提出を受けて、同日付けで補助金等確定通知書により、補助金等交付決定額と同額を補助金等確定額として通知していますが、補助金等確定額は、補助金等返還命令書にある補助金等決算額と同額とすべきです。また、補助金等確定通知の決裁には、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業等の内容が補助金等の交付の決定及びこれに付した条件に適合するのかどうかを、どのように審査したのか記載がありません。

今後、適確な添付資料の提出を求め、補助金等確定の決裁に、審査等の状況について記述するとともに、補助金取扱規則に従い、厳正な事務処理を行ってください。

交付要綱は、補助金取扱規則とともに補助金交付の根幹であり、その根拠となるものです。交付要綱では、別表に定める基準額を「市長が必要と認める額」としており、その算定根拠が明確ではなく、また、同要綱第5条での補助金の交付額の定めも明確ではありません。

今後、交付要綱の見直しも検討してください。

(3) 検討課題

18年9月に、外部監査法人による「西宮市外郭団体調査報告書(外郭団体の経営評価と今後のあり方の検討業務)」が出されています。この中で、児童館運営事業については、1日平均60~100人程度の利用があり、子どもが安心して遊べる場として市民ニーズは高く、サービス対象者が児童であり受益者負担を求めることができない事業であるため、民間市場では提供が困難なサービスであるとして、行政の関与の継続の方向性が示されています。

段上児童館については、事業団所有となっており、事業団が管理運営の担い手となっていますが、段上児童館は市へ譲渡した上で、市が公募型指定管理者制度により、最適な委

託者を選定すべきである、とされています。

これに対する市の方針では、段上児童館は事業団が開設した施設であり、継続して事業団が運営していく、としています。なお、市直営の児童館(児童センター)も含め、児童館全体の設置運営主体のあり方を引き続き検討していく、としています。

審議を求めた西宮市社会福祉審議会からは、児童館(児童センター)の運営主体については、今後3年程度は現行のままとし、再度運営主体の見直しを行うべきである、との意見具申を受けています。同審議会からは併せて、児童館は0歳から中学3年生まで、子どもとの関係性を継続できるというメリットを活かした事業展開に努めること、児童館事業の成果を客観的に評価できる指標を持つこと、職員の資質向上を図っていくこと等の課題が示されています。

今後とも、児童館(児童センター)の設置運営主体のあり方を引き続き検討していくとともに、地域の子どもたちが元気に育ち、子ども的人格の発達と自立心が育成できるよう、地域に根ざした児童館事業の実施に努めてください。

(4) 事業団に対する関与

財政援助団体に対する外部監査法人からの提言では、総合的に判断すると事業団は存続し自立化すべきであり、市としては事業団への関与を薄める努力を行うべきである、とされています。

19年度までは市の健康福祉局長が事業団の理事長の職に就いていましたが、20年度からの中核市移行にともない、社会福祉法に基づく社会福祉法人の所管庁としての認可・指導監督が、県知事から市長の事務に移管されたことから、事業団では理事長の専任化が図られています。

12年度には21人であった市からの派遣職員は、19年度では5人となり、その人件費についても事業団で負担しています。市からの派遣職員については、今後とも削減の方向で協議を進めていく、とされています。

介護保険や障害者自立支援制度の導入による措置から契約への制度変更に伴い、自立した経営を目指し、年次的に事業団本部補助金を減額してきており、19年度からは本部補助金が廃止されています。

今後とも、事業団が自立した事業運営が行われるよう指導監督を行うとともに、指定管理者の選定等においても適切な関与のあり方について、引き続き検討を行ってください。